

第8章 子ども・若者への支援

第1節 相談・支援機関の活動状況

1. 子ども家庭相談センター（児童相談所）

子ども家庭相談センター（児童相談所）は児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、滋賀県では中央子ども家庭相談センターおよび彦根子ども家庭相談センターの2か所が設置されており、児童福祉司や児童心理司、一時保護に主として携わる児童指導員等の専門職員を配置しています。

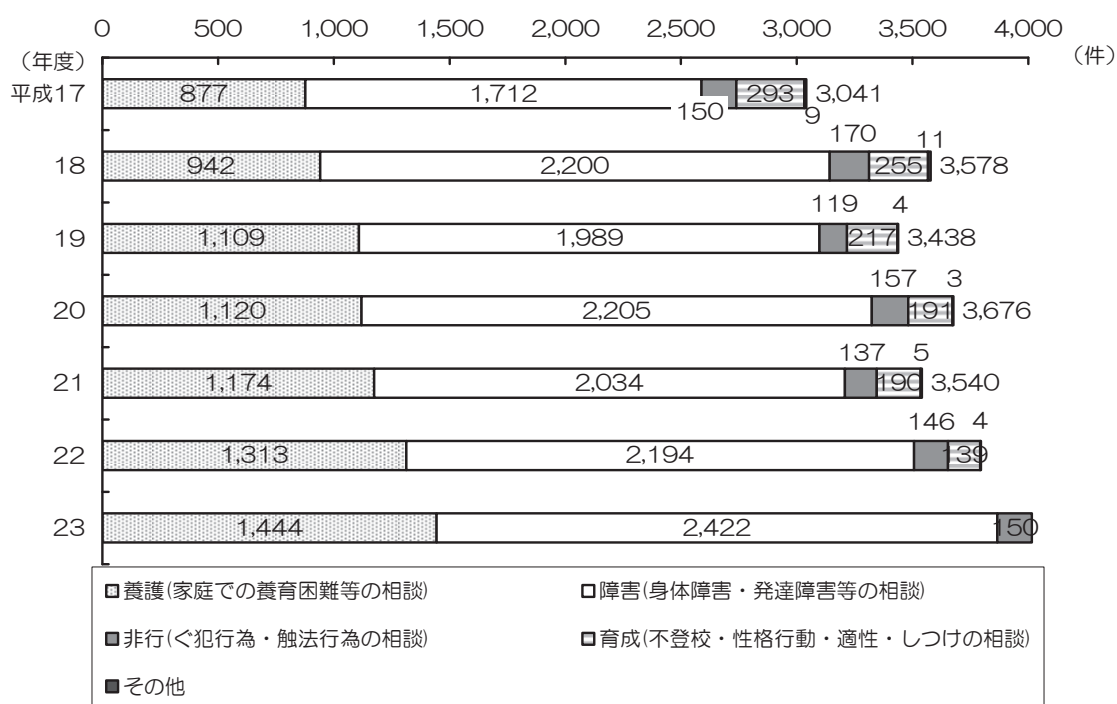
主な業務は、①市町の児童家庭相談への対応について市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、その他必要な援助を行う機能②子どもの虐待をはじめ専門的な技術支援および指導を必要とする、家庭その他からの相談に応じること、③虐待を受けている子どもに対しての安全確認を行い、必要に応じて保護を行うこと、④子どもおよびその家庭について必要な調査を行い、社会的、心理学的、医学的、行動学的診断等を基に総合的な判定をし、個々の子どもに対して一時保護や継続的なカウンセリングまたは施設入所、里親委託等を行うことなどです。

子ども家庭相談センターの相談には、児童虐待等により家庭養育が困難など養護に関する相談や子育てに関する相談、非行に関する相談や身体障害・発達障害に関する相談等があります。平成23年度における全相談件数は4,131件で、相談種別では「障害」に関する相談が2,422件で全体の58.6%と最も多く、次いで「養護」に関する相談が1,444件で全体の34.9%となっており、年々増加しています。このうち、児童虐待に関する相談件数が1,029件と、児童虐待防止法が施行された平成12年度（295件）の約3.5倍、平成2年度の統計開始以降、最も多くなっています。

○子どもを守るほっとライン（中央子ども家庭相談センター内 24時間対応）

TEL・FAX 077-562-8996

第8-1-1図 子ども家庭相談センターの相談種別受付件数の推移



(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

2. 子ども・子育て応援センター

子ども・子育て応援センターは、平成18年6月に滋賀県子ども条例に基づいて設置され、電話相談（愛称：こころんだいやる）等により、相談員が子どもや親などから「子育て」や「不登校」「非行」などの相談に応じています。

平成23年度における相談件数は2,540件で、前年度(2,567件)に対し0.2%の減となりました。なお、1日あたりの平均相談件数は7.1件となっています。

相談者別にみると、「本人」からの相談が597件あり、また「母親」からの相談は1,614件で、「本人」と「母親」をあわせると相談件数の87.0%を占めます。

相談内容で最も多いのは「性格・行動」に関する相談の1,012件で全体の39.8%を占め、次いで「親自身の問題」に関する相談が500件、全体の19.7%となっています。

〇こころんだいやる（午前9時～午後9時、12/29～1/3除く）

TEL 077-524-2030 FAX077-528-4855

第8-1-2表 相談状況の年度別推移

| | 単位（件） | | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 電話相談 | 7,856 | 5,943 | 4,162 | 2,958 | 2,528 | 2,559 | 2,533 |
| 面接相談 | 135 | 27 | 10 | 2 | 6 | 2 | 4 |
| その他（FAX等） | 81 | 31 | 14 | 3 | 5 | 6 | 3 |
| 小計 | 8,072 | 6,001 | 4,186 | 2,963 | 2,539 | 2,567 | 2,540 |
| 無言・いたずら | 1,114 | 669 | 736 | 864 | 559 | 637 | 346 |
| 合計 | 9,186 | 6,670 | 4,922 | 3,827 | 3,098 | 3,204 | 2,886 |

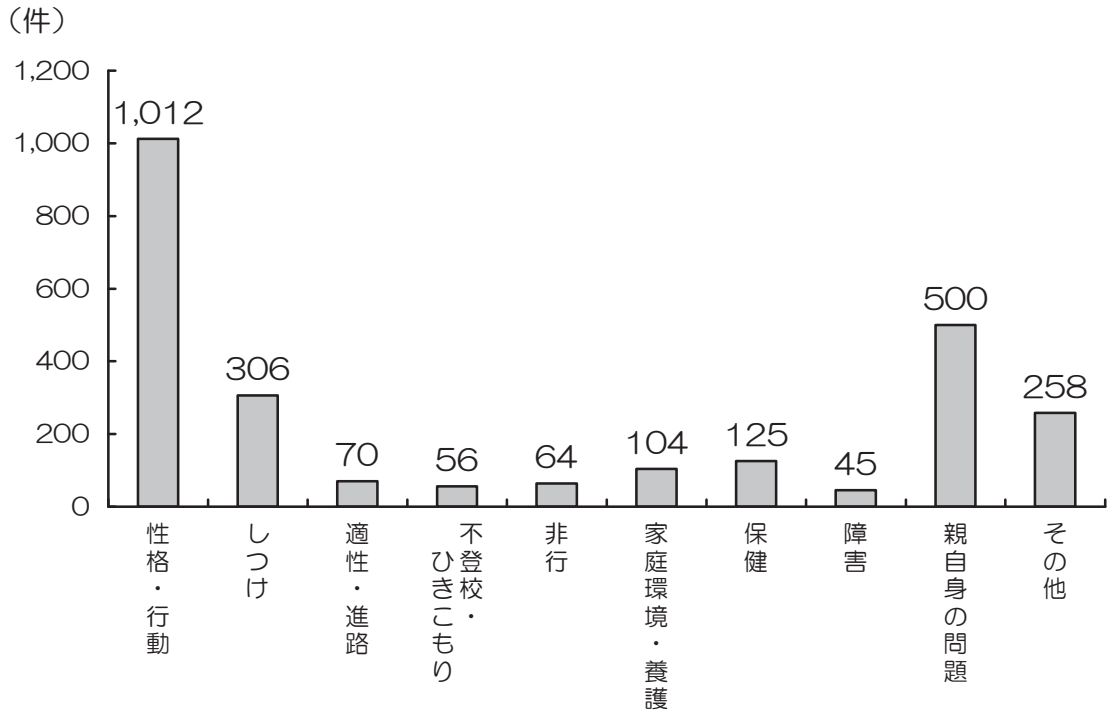
（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-3表 相談者の内訳（推移）

| | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 割合（%） | 件数 | 割合（%） | 件数 | 割合（%） | 件数 | 割合（%） | 件数 | 割合（%） | 件数 | 割合（%） | 件数 | 割合（%） |
| 本人 | 4,789 | 59.3 | 3,528 | 58.8 | 1,805 | 43.1 | 1,494 | 50.4 | 977 | 38.5 | 759 | 29.6 | 597 | 23.5 |
| 母親 | 3,032 | 37.6 | 2,239 | 37.3 | 2,137 | 51.1 | 1,348 | 45.5 | 1,203 | 47.4 | 1,446 | 56.3 | 1,614 | 63.5 |
| 父親 | 79 | 1.0 | 68 | 1.1 | 75 | 1.8 | 54 | 1.8 | 89 | 3.5 | 80 | 3.1 | 96 | 3.8 |
| 祖父母・親戚等 | 65 | 0.8 | 42 | 0.7 | 45 | 1.1 | 23 | 0.8 | 46 | 1.8 | 57 | 2.2 | 53 | 2.1 |
| その他 | 86 | 1.1 | 107 | 1.8 | 84 | 2.0 | 31 | 1.0 | 43 | 1.7 | 54 | 2.1 | 47 | 1.9 |
| 不明 | 21 | 0.3 | 17 | 0.3 | 40 | 1.0 | 13 | 0.4 | 181 | 7.1 | 171 | 6.7 | 133 | 5.2 |
| 計 | 8,072 | 100.0 | 6,001 | 100.0 | 4,186 | 100.0 | 2,963 | 100.0 | 2,539 | 100.0 | 2,567 | 100.0 | 2,540 | 100.0 |

（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-4図 内容別相談件数



(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

3. 市町（児童相談）

平成16年度の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町も児童虐待など児童家庭相談を行っています。平成23年度における県内市町の児童相談件数は6,480件で、このうち児童虐待相談件数が3,552件と最も多くなっています。相談の経路では、学校等が1,836件、保健センター909件、家族・親戚858件の順に多く、隣人・知人からも273件となっています。

また、平成17年度中に任意設置の児童虐待防止ネットワークが全ての市町に設置され、平成23年3月には、全ての市町で、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行しました。

要保護児童対策地域協議会は、構成機関に守秘義務が課されるため情報共有がより密になること、調整機関が明確になり責任ある実施体制の構築が期待できることなどから、市町には、この協議会の機能強化を図ることが求められています。

第8-1-5表 市町全体の相談件数

| | 虐待相談 | その他養護相談 | 障害相談 | 非行相談 | 育成相談等 | 計 |
|--------|-------|---------|------|------|-------|-------|
| 平成18年度 | 1,553 | 985 | 487 | 45 | 877 | 3,947 |
| 平成19年度 | 1,928 | 971 | 452 | 33 | 1,097 | 4,481 |
| 平成20年度 | 2,307 | 1,418 | 435 | 64 | 883 | 5,107 |
| 平成21年度 | 2,747 | 1,234 | 460 | 44 | 722 | 5,207 |
| 平成22年度 | 3,195 | 1,438 | 247 | 42 | 643 | 5,565 |
| 平成23年度 | 3,552 | 1,804 | 234 | 53 | 837 | 6,480 |

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-6表 相談の経路状況

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家族・親戚 | 797 | 710 | 820 | 904 | 785 | 858 |
| 隣人・知人 | 169 | 156 | 199 | 223 | 273 | 273 |
| 児童本人 | 19 | 35 | 22 | 17 | 8 | 11 |
| 福祉事務所 | 400 | 482 | 474 | 610 | 636 | 800 |
| 児童委員 | 104 | 130 | 121 | 119 | 133 | 144 |
| 保健センター | 554 | 683 | 755 | 687 | 822 | 921 |
| 医療機関 | 51 | 49 | 62 | 51 | 104 | 124 |
| 児童福祉施設等 | 333 | 401 | 484 | 545 | 467 | 480 |
| 警察等 | 18 | 22 | 40 | 37 | 55 | 72 |
| 学校等 | 951 | 1,205 | 1,374 | 1,300 | 1,429 | 1,836 |
| 子ども家庭相談センター | 244 | 330 | 397 | 424 | 458 | 541 |
| その他 | 307 | 278 | 359 | 290 | 395 | 420 |
| 計 | 3,947 | 4,481 | 5,107 | 5,207 | 5,565 | 6,480 |

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

4. 児童家庭支援センター

子育てや子どもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、子ども家庭相談センターや児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の子どもや家庭の福祉の向上を図ることを目的とするセンターで、本県では平成14年1月から児童養護施設小鳩の家に設置されています。

〇こばと子ども家庭支援センター

〒520-0027 大津市錦織1-14-25

TEL 077-522-2910

第8-1-7表 こばと子ども家庭支援センター相談状況

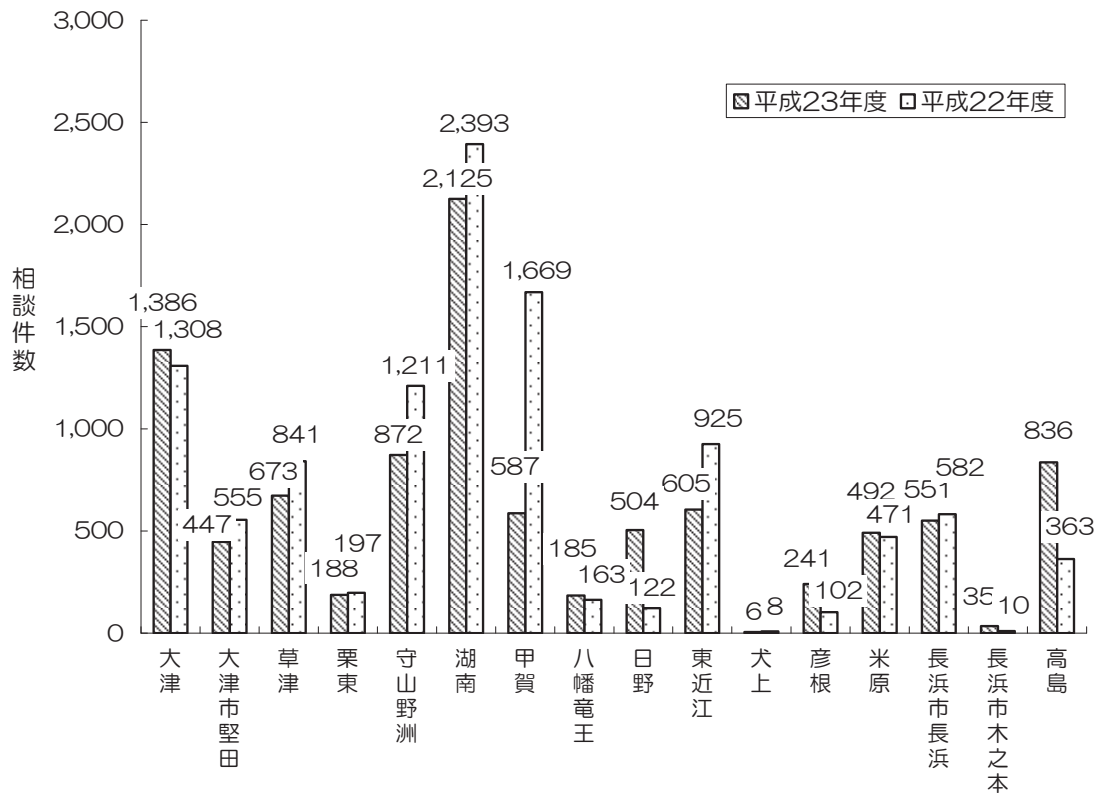
| 年度 | 形態 | 単位(件) | | | |
|--------|------|-------|------|-----|-----|
| | 電話相談 | 来所相談 | 訪問相談 | その他 | 計 |
| 平成17年度 | 54 | 596 | 2 | 0 | 652 |
| 平成18年度 | 41 | 622 | 4 | 0 | 667 |
| 平成19年度 | 43 | 507 | 7 | 0 | 557 |
| 平成20年度 | 65 | 532 | 12 | 0 | 609 |
| 平成21年度 | 52 | 360 | 11 | 0 | 423 |
| 平成22年度 | 66 | 534 | 14 | 0 | 614 |
| 平成23年度 | 75 | 397 | 7 | 0 | 479 |

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

5. 少年補導センター

少年補導センターは、青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っています。平成23年度の県内全少年補導センターの相談件数は延べ9,733件で、前年度に比べて1,187件減少しました。

第8-1-8図 相談受理件数の推移

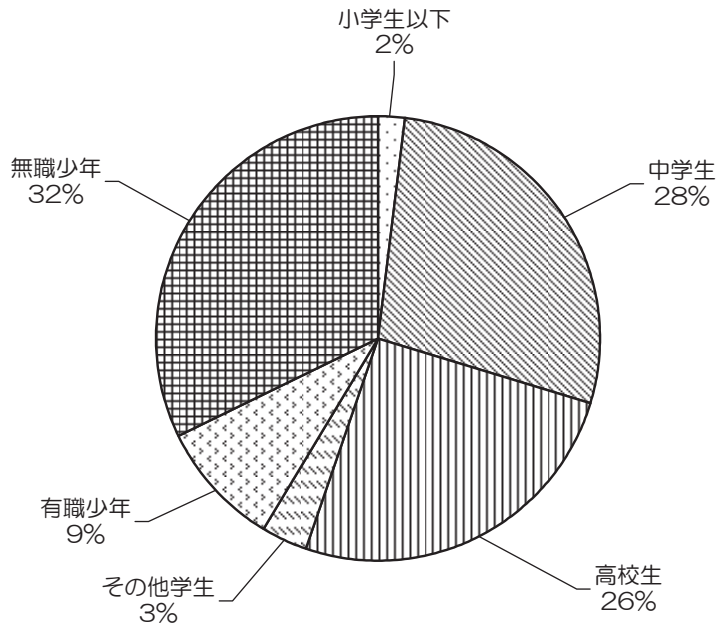


(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

相談対象少年の学職別の割合を見ると、無職少年に関する相談が32%で一番多く、次いで、中学生28%、高校生26%、有職少年9%と続いています。

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 小学生以下 | 194人 | 中学生 | 2,699人 |
| 高校生 | 2,500人 | その他学生 | 301人 |
| 有職少年 | 909人 | 無職少年 | 3,130人 |

第8-1-9図 相談対象の内訳

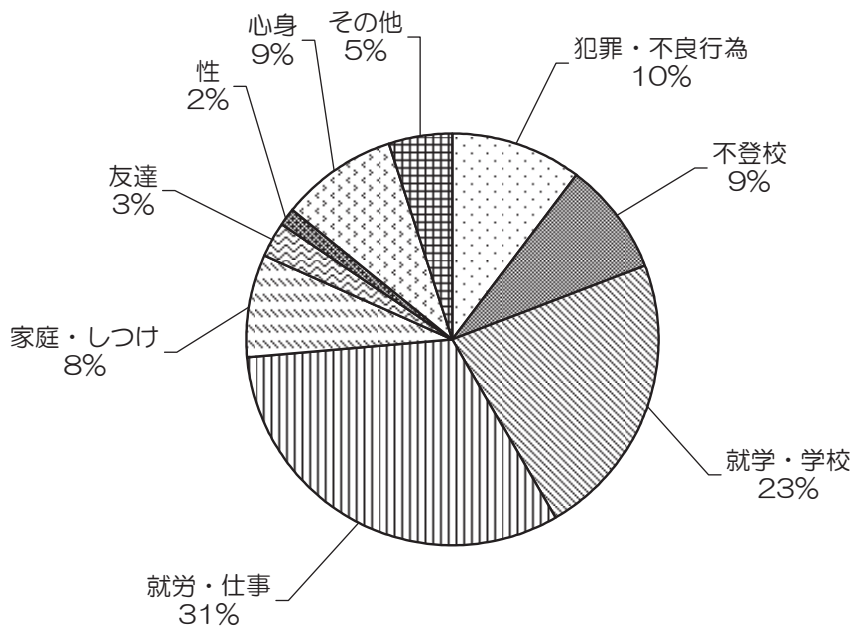


(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

相談内容の内訳は、就労や仕事に関する相談が31%で一番多く、以下、就学や学校に関する相談23%、犯罪・不良行為に関する相談10%などとなっています。

| | | | | | |
|---------|--------|--------|------|-------|--------|
| 犯罪・不良行為 | 998人 | 不登校 | 872人 | 就学・学校 | 2,198人 |
| 就労・仕事 | 3,101人 | 家庭・しつけ | 792人 | 友達 | 256人 |
| 性 | 150人 | 心身 | 872人 | その他 | 494人 |

第8-1-10図 内容別相談件数



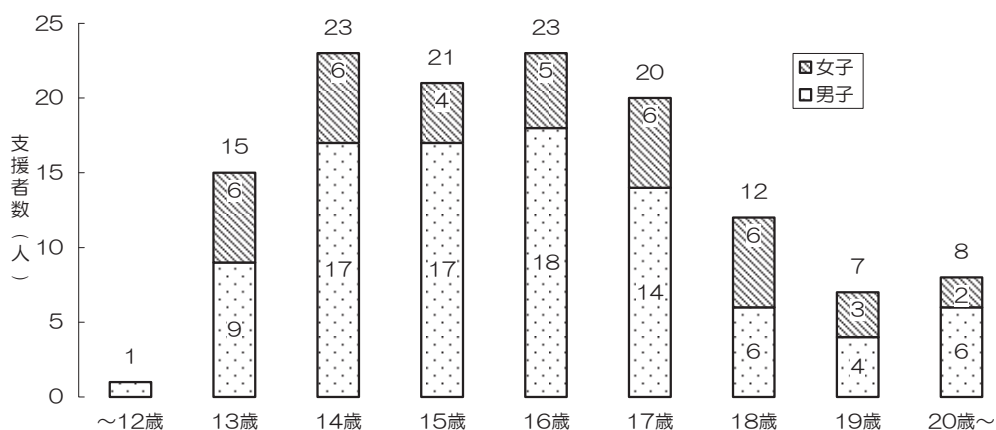
(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

6. 青少年立ち直り支援センター（あすくる）

県内の少年補導センターのうち9センターは、支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員を配置して、非行少年等の立ち直りを支援する機能を備えた青少年立ち直り支援センター（あすくる）が置かれています。「あすくる」では、警察、司法、教育、福祉等の関係機関の連携のもと、非行少年等の生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどに取り組み、立ち直りを支援しています。

平成23年度の新規支援者数を年齢別で見ると、14歳から17歳までの年齢が多くなっており、学職別にみても中学生と高校生の占める割合が高く、「あすくる」が学校以外の居場所の1つとなっていることが分かります。

第8-1-11図 年齢別新規支援者数

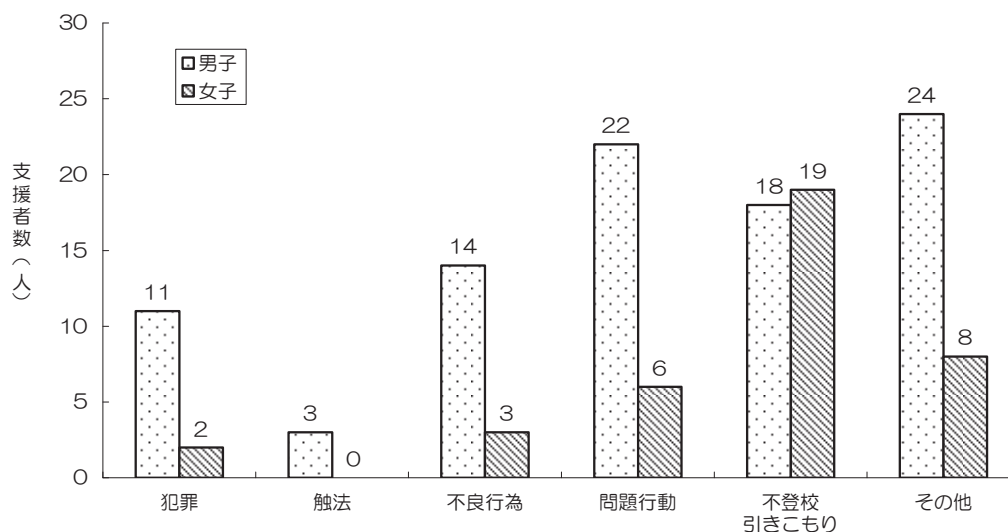


| 年齢 | ～12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 | 19歳 | 20歳～ |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 男子 | 1 | 9 | 17 | 17 | 18 | 14 | 6 | 4 | 6 |
| 女子 | 0 | 6 | 6 | 4 | 5 | 6 | 6 | 3 | 2 |
| 計 | 1 | 15 | 23 | 21 | 23 | 20 | 12 | 7 | 8 |

（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

平成23年度における新規支援者の支援理由を見ると、その他を除くと、全体では不登校、引きこもりが37人で最も多くなっています。

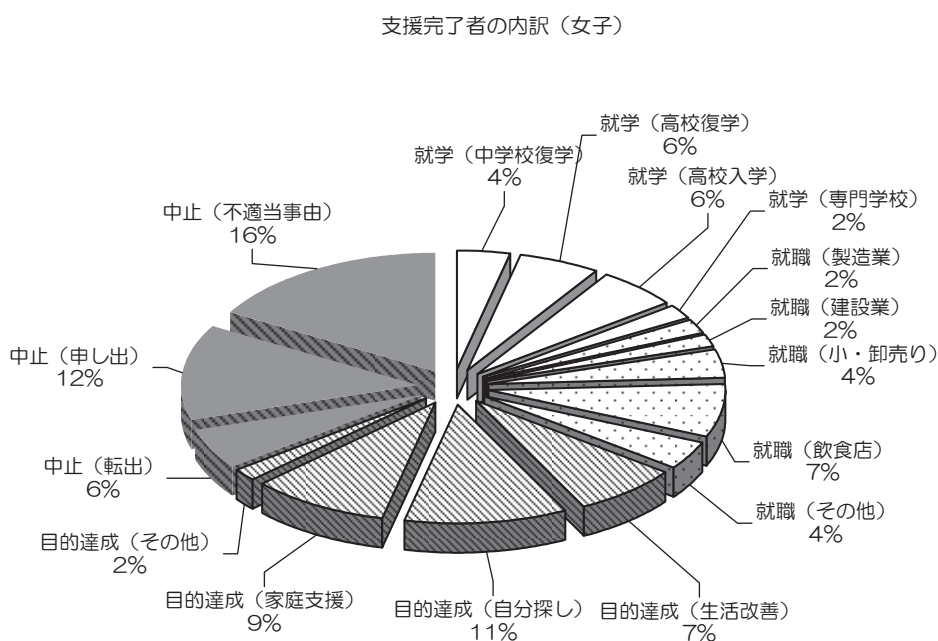
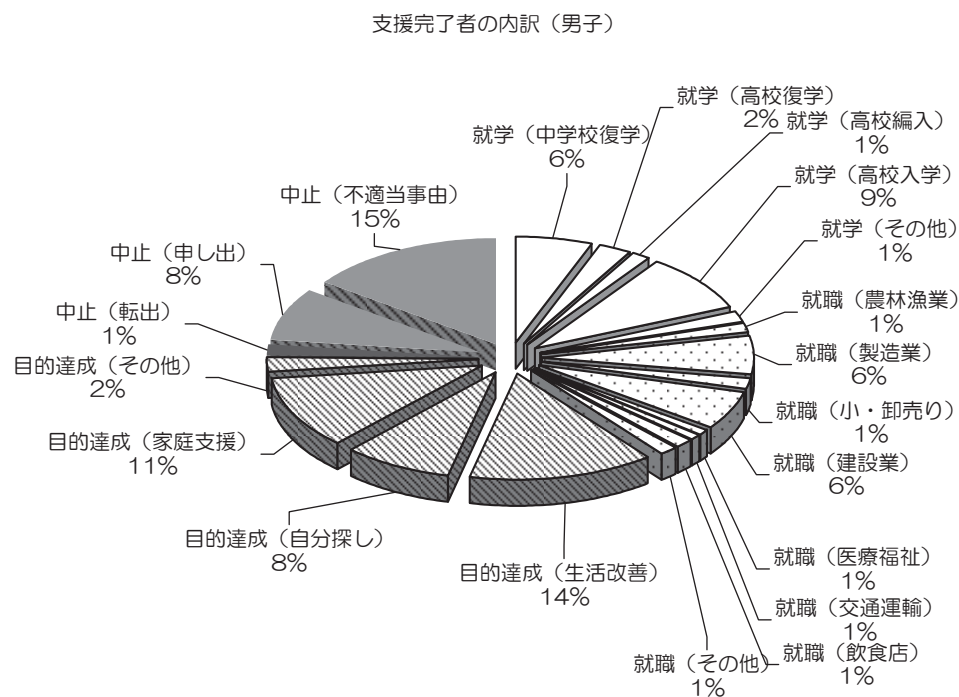
第8-1-12図 新規支援者の支援理由



（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

平成23年度における男女別支援完了者の内訳は以下のとおりです。また、支援完了率は72.3%となっています。

第8-1-13図 男女別支援完了者の内訳



（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第2節 ひきこもり

1. ひきこもりの定義

「ひきこもり」とは、「様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」と平成22年5月「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」で定義されています。

※また、わが国のひきこもり中の子どもや青年の数を推計すると、総世帯数の0.5%にあたる約26万世帯でひきこもりの子どもがいるとされています。

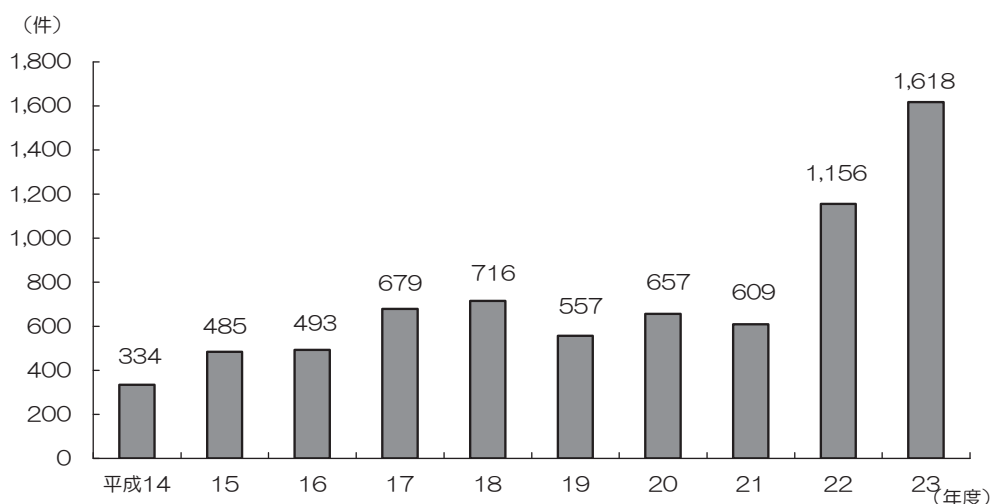
※川上 慧人：「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（WMH-J調査）による

2. 精神保健福祉センター、保健所における相談状況

精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、相談件数の合計は年度によるばらつきはあるものの、平成14年度より増加の傾向にあり、平成22年4月に精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置したことから、相談件数が大きく伸びています。

また、平成18年度より県内保健所において、従来の保健師によるひきこもり相談に加え、専門医や心理職によるひきこもり専門相談窓口を開設しています。

第8-2-1図 精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移



(資料) 滋賀県健康福祉部障害福祉課

第8-2-2表 保健所におけるひきこもり相談件数の年次推移

| | | 平成16年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | |
|------------|-------|--------|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|
| 精神保健福祉センター | 電話 | 335 | 202 | 111 | 79 | 73 | 196 | 491 | 688 | |
| | 面接 | 158 | 477 | 605 | 478 | 584 | 413 | 665 | 930 | |
| | 計 | 493 | 679 | 716 | 557 | 657 | 609 | 1,156 | 1,618 | |
| 全保健所 | 保健師 | 面接 | H18年度より各保健所においてひきこもり相談窓口を設置 | | 220 | 166 | 169 | 354 | 275 | 209 |
| | | 訪問 | 59 | 60 | 109 | 97 | 59 | 107 | | |
| | 専門医相談 | 27 | 57 | 66 | 47 | 43 | 50 | | | |
| | 心理相談 | 48 | 80 | 41 | 143 | 100 | 94 | | | |

(資料) 滋賀県健康福祉部障害福祉課

